



# 山形県公報

令和4年3月29日(火)

第292号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

- 山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則……………(水大気環境課) ……288
- 山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則……………(子ども家庭支援課) ……289
- 山形県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則……………(農業経営・所得向上推進課) ……290
- 国営土地改良事業負担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則……………(農村計画課) ……同

### 訓 令

- 山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令……………(人 事 課) ……291

### 告 示

- 行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する  
事務の受託……………(学事文書課) ……同
- 同……………( 同 ) ……292
- 山形県浄化槽保守点検業者登録簿閲覧規程の一部を改正する規程……………(水大気環境課) ……293
- 山形県保健医療計画の変更……………(健康福祉企画課) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の  
指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 救急病院等の告示……………(医療政策課) ……同
- コイヘルペスウイルス病のまん延防止のためコイの持出しを禁止する水域の範囲……………(水産振興課) ……294
- 土地改良区の定款変更の認可……………(最上総合支庁農村計画課) ……同
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………( 同 ) ……同
- 県営土地改良事業計画の決定……………(置賜総合支庁農村計画課) ……295
- 森林法に基づく通知に代わる告示……………(森林ノミクス推進課) ……同
- 道路の区域の変更……………(最上総合支庁建設総務課) ……298
- 同……………( 同 ) ……299
- 県道の供用の開始……………( 同 ) ……同
- 同……………( 同 ) ……同
- 同……………(置賜総合支庁建設総務課) ……300
- 基本測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 同……………( 同 ) ……同
- 公共測量の終了の通知……………( 同 ) ……同
- 県証紙売りさばき業務の廃止の届出……………(会 計 局) ……301

### 議 会 関 係

#### 訓 令

- 押印の見直しに伴う関係規程の整理に関する訓令……………同

#### 告 示

- 山形県議会情報公開条例施行規程の一部を改正する規程……………302

教育委員会関係

規則

○山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則……………同

告示

○指定技能教育施設の廃止……………同

人事委員会関係

規則

○山形県人事委員会規則4-1（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則……………303

内水面漁場管理委員会関係

指示

○内水面漁業協同組合別水産動物の増殖数量……………同

○コイヘルペスウイルス病のまん延防止のためのコイの持出しの禁止及び放流等の制限……………305

公告

○県営住宅入居者の一般公募……………（村山総合支庁建築課）…同

○同……………（置賜総合支庁建築課）…308

○監査結果の公表……………（監査委員）…312

○包括外部監査の結果に基づき講じた措置の公表……………（同）…317

○同……………（同）…同

○同……………（同）…318

○同……………（同）…320

規則

山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

山形県知事 吉村美栄子

山形県規則第14号

山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

（山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則（昭和45年12月県規則第69号）の一部を次のように改正する。

第21条を削り、第22条を第21条とする。

別記様式第8号を削る。

（山形県地下水の採取の適正化に関する条例施行規則の一部改正）

第2条 山形県地下水の採取の適正化に関する条例施行規則（昭和51年8月県規則第55号）の一部を次のように改正する。

第12条及び別記様式第5号を削る。

（山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正）

第3条 山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和60年10月県規則第49号）の一部を次のように改正する。

第10条を削る。

第11条第1項中「別記様式第7号」を「別記様式第6号」に改め、同条第2項中「別記様式第8号」を「別記

名 称	所 在 地	認 定 期 間
山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地	令和4年4月28日から 令和7年4月27日まで

**山形県告示第241号**

コイヘルペスウイルス病のまん延防止のためのコイの持出しの禁止及び放流等の制限（令和4年3月県内水面漁場管理委員会指示第2号）1の(1)によりコイの持出しを禁止する水域の範囲を次のとおり定める。

令和4年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 次に掲げる水域を除く天童豊栄床固めから上流の最上川並びにその支流及び当該支流に合流する小支流
  - (1) 水窪ダムから上流の刈安川、前ヶ沢川及び矢沢川並びにそれらの支流及び当該支流に合流する小支流
  - (2) 東置賜郡川西町大字上小松地内の蓬田頭首工から上流の犬川並びにその支流及び当該支流に合流する小支流
- 2 米沢市内の松が岬公園の堀
- 3 鍛冶川及び鍛冶川との合流点から下流の地藏川
- 4 横堀排水路、沼尻排水路及び白竜湖
- 5 東根市内の大木沢沼、堂ノ前沼、龍興寺沼及び光専寺沼
- 6 東根市内の大木沢沼から取水する用水路及びそれに接続する全ての用水路
- 7 最上川との合流点から蟬田川との合流点までの大旦川及び大沢川
- 8 村山東根土地改良区の第一号幹線排水路、第二号幹線排水路及び第三号幹線排水路
- 9 東根市大字長瀬地内の二の堀
- 10 新井田川並びにその支流及び当該支流に合流する小支流並びに豊川
- 11 鶴岡市熊出地内の赤川頭首工から下流の赤川並びにその支流及び当該支流に合流する小支流

**山形県告示第242号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和4年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
泉田川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
新庄市大字泉田字上村西407番地
- 3 認可年月日  
令和4年3月17日

**山形県告示第243号**

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

令和4年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

事 業 名	地 区 名	工事完了年月日
農業競争力強化農地整備事業	小松原田地区	令和3年7月13日

**山形県内水面漁場管理委員会指示第2号**

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項及び第171条第4項の規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり指示する。

令和4年3月29日

山形県内水面漁場管理委員会

会長 國 方 敬 司

## 1 指示の内容

## (1) 持出しの禁止

県内の区画漁業権漁場以外の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面において、コイ(マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。)がコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあるとして知事が定めた水域(水面に設置した工作物等により、コイの遡上が考えられず、制限の必要がないと判断される水域を除く。)においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、コイを持ち出してはならない。

## (2) 放流等の制限

イ 県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合及び捕獲したコイをその場で再び放す場合を除き、コイの放流又は移植を行ってはならない。

ロ 生死を問わず、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。

## 2 指示の期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

---

**公 告**

---

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和4年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子